

鳥取方式短時間勤務条例の制定（R7.4.1施行）

資料12

《現状》

- 育児・介護との両立など様々な事情に応じた短時間就労など、多様で柔軟な働き方が求められている。
- 一方、地方公務員制度では、短時間勤務正職員は定年前再任用等に限定。



若手職員による県庁働き方改革緊急対策チーム提言（R7.2）

⇒公務人材の確保に向け、「魅力ある働き方・職場づくり」が必要

《条例の内容》

	特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年4月1日施行）	（参考）現行法上の短時間勤務正職員
対 象 と 職 な る	次の者をもって充てる職 ・ 特定の資格専門職（保育士、看護師、臨床心理士、歯科衛生士等） ・ 障がいのある方	定年前再任用短時間（地公法§22の4①） 育短付随短時間（地公育児休業法§18⑥） 任期付短時間（地公任期付職員採用法§5）
任 期	定年制（常勤職員と同様）	任期の定めあり
勤 務 時 間	週30時間程度を基本（働き方支援休暇（無給）を包括承認）	常勤職員よりも短時間（条例で規定）
給 料	勤務時間数に応じて給料表を個別に規定（昇給あり）	常勤職員の給料表を基に勤務時間数により割落とし
手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、退職手当等（常勤職員と同様）	退職手当は対象外（定年前再任用は扶養手当、初任給調整手当も対象外）

R7.4.1付けで資格専門職4名を採用。R8.4.1採用に向けて、資格専門職及び障がい者対象の採用試験を実施。

高知県

長時間労働の是正に向けたマンパワー確保策として、短時間勤務職員の採用枠を創設（R8.4～）

国に対する提案事項

- 国の公務部門における正職員の短時間勤務拡大の検討に合わせて、**会計年度任用職員についても地域の実情に応じた短時間正職員化を含めたあり方の見直し**を行うこと。